

汚染土壌処理業計画書

年 月 日

(宛先) 所沢市長

計画者
住所 〒

氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号
担当者名

汚染土壌処理業を行いたいので、所沢市汚染土壌処理業の許可に関する手続等を定める要綱第 3 条第 1 項の規定により、関係書類及び図面を添えて提出します。

1 計画の概要

計画者の事務所の所在地		
汚染土壌処理施設に係る事業場の名称		
汚染土壌処理施設の設置の場所		
汚染土壌処理施設の種類		
汚染土壌処理施設の構造		
汚染土壌処理施設の処理能力		
汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態		
他に汚染土壌処理業の許可を受けている場合は、その都道府県知事（政令で定める市にあつては、市長）及び許可番号（申請中の場合は、申請年月日）	都道府県知事（市長）	許可番号（申請年月日）
汚染土壌の処理の方法		
セメントの品質管理方法（セメント製造施設に限る。）		
保管設備の場所及び容量		
法第22条第3項第2号ホに規定する役員の氏名及び住所	氏 名	住 所
再処理汚染土壌処理施設に係る事業場の名称及び所在地、再処理汚染土壌処理施設について汚染土壌処理業の許可をした都道府県知事及び許可番号、再処理汚染土壌処理施設の種類及び処理能力	名 称	所 在 地
	都道府県知事（市長）	許可番号
	種 類	処理能力

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

2 添付書類

(1) 事業計画等について

- ① 事業経営計画の概要
- ② 事業場の周囲の状況及び配置図
- ③ 施設の構造を明らかにする図面
- ④ 汚染土壌の処理工程図
- ⑤ 施設の所有権を証する書類
- ⑥ 公有水面埋立法の免許又は承認を受けたことを証する書類
- ⑦ 技術的能力を説明する書類
- ⑧ 事業の開始及び継続に要する資金の総額及びその資金の調達方法
- ⑨ 資産状況等を説明する書類
- ⑩ 資産に関する調書（申請者が個人の場合に限る。）
- ⑪ 申請者の身分を証明する書類
- ⑫ 汚水等の処理方法等
- ⑬ 排出水の水質の測定方法
- ⑭ 地下水の測定方法
- ⑮ 特定有害物質の飛散等防止措置
- ⑯ 発生するガスの排出方法等（浄化等処理施設又はセメント製造施設の場合に限る。）
- ⑰ 処理後の土壌の処理方法

(2) 保管施設

- ① 保管施設一覧表
- ② 保管施設の概要

(3) 周辺地域の住民等に対する説明の内容、方法等を示す書類

① 事業経営計画の概要

・施設の稼働時間、休止日、当該事業を行うための組織及び従業員数等も記載してください。



イ 汚染土壌処理施設の種類、構造、処理能力及び汚染土壌の特定有害物質による汚染状態等

[illegible]

ウ 汚染土壌処理施設の維持管理の体制

- ・維持管理体制系統図及び緊急時の連絡体制系統図を添付してください。

② 事業場の周囲の状況及び配置図

- ・汚染土壌処理施設に係る事業場の周辺の状況及び敷地境界線並びに当該汚染土壌処理施設の配置図及び事業場全体の平面図を添付してください。
- ・事業場までの案内図を添付してください。

③ 施設の構造を明らかにする図面

施 設 名	型 式	能 力	汚染状態

- ・施設名には、浄化等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設及び分別等処理施設を記載してください。
- ・汚染土壌処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書を、埋立処理施設にあっては、これらに加えて周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面を添付してください。
- ・自重、積載荷重その他の荷重、地震及び温度変化に対して構造耐力上安全であることを示す書類を添付してください。
- ・汚水、汚染土壌の処理に伴って生じた気体、汚染土壌処理施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていることを示す書類を添付してください。
- ・特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止できることを示す書類を添付してください。
- ・著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないことを証する書類を添付してください。

④ 汚染土壌の処理工程図

- ・ 処理工程全体のフロー図を作成してください。

⑤ 施設の所有権を証する書類

登記簿上の所在地	地 番	地 目	面積 (㎡) () は一部面積	所 有 者
			()	
			()	
			()	
			()	
			()	
			()	
			()	
			()	
			()	
			()	
合 計	筆	登記簿上の敷地面積 (事業場の合計面積)		㎡ ㎡)

- ・当該土地公図を添付してください。
- ・当該土地の全部事項証明書(3か月以内に発行されたものに限る。)を添付してください。
- ・申請者が所有権を有しない場合は、使用する権原を有することを証する書類を添付してください。
- ・施設等の所有権を有することを証する書類を添付してください。
- ・筆の一部を使用する場合は、控除面積を明らかにする図面を添付してください。

⑥ 公有水面埋立法の免許又は承認を受けたことを証する書類

- ・ 公有水面埋立法第2条第1項の免許又は同法第42条第1項の承認を受けて埋立てをする場合には、当該免許又は承認を受けたことを証する書類の写しを添付してください。

⑦ 技術的能力を説明する書類

	氏 名
統括管理者 ※ ¹	
知識技能を有する者 ※ ²	

※¹ 汚染土壌の処理に関する業務を統括管理し、当該業務について一切の責任を有する者

- ・汚染土壌の処理に関する業務を統括管理する権限を有することを確認できる書類を添付してください。

※² 汚染土壌処理施設の維持管理及び汚染土壌の処理を的確に行うに足る知識及び技能を有する次に掲げる者

- ・それぞれについて、そのことを証する書類を添付してください。

ア 汚染土壌処理施設の運転、維持及び管理について3年以上の実務経験を有する者

イ 大気汚染に関して必要な知識を有する者として次のいずれかに該当する者

(ア) 技術士法による第2次試験のうち衛生工学部門に合格した者（選択科目として大気管理を選択した者に限る。）

(イ) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第7条第1項第1号に規定する公害防止管理者の資格を有する者（同法施行令別表第2の1の項の下欄に規定する大気関係第一種有資格者又は同表の2の項の下欄に規定する大気関係第二種有資格者に限る。）

(ウ) 同法施行規則別表第3に規定する大気概論、ばいじん・粉じん特論及び大気有害物質特論に合格した者

(エ) (ア)～(ウ)に掲げる者と同等以上の知識を有すると認められる者

ウ 水質汚濁に関して必要な知識を有する者として次のいずれかに該当する者

(ア) 技術士法による第2次試験のうち衛生工学部門に合格した者（選択科目として水質管理を選択した者に限る。）

(イ) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第7条第1項第1号に規定する公害防止管理者の資格を有する者（同法施行令別表第2の5の項の下欄に規定する水質関係第一種有資格者又は同表の6の項の下欄に規定する水質関係第二種有資格者に限る。）

(ウ) 同法施行規則別表第3に規定する水質概論及び水質有害物質特論に合格した者

(エ) (ア)～(ウ)に掲げる者と同等以上の知識を有すると認められる者

エ 汚染土壌の処理に伴ってダイオキシン類を生ずる可能性のある施設にあっては、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第7条第1項第1号に規定する公害防止管理者の資格を有する者（同法施行令別表第2の12の項の下欄に規定するものに限る。）又は同法施行規則別表第3に規定するダイオキシン類概論及びダイオキシン類特論の科目に合格した者

⑧ 事業の開始及び継続に要する資金の総額及びその資金の調達方法

内 訳		金 額 (千円)
事業の開始及び継続 に要する資金の総額		
	資 本 金	
	土 地	
	施設整備費	
	事 務 所	
	保 険 料	
調 達 方 法	自 己 資 金	
	借 入 金	
	(借 入 先 名)	
	借 入 残 高	
	年間返済額	
	返 済 期 限	
	利 率	
備 考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること。 事業開始に当たり資金を必要としない場合は、その理由を「事業の開始及び継続に要する資金の総額」の金額欄に記述してください。		

⑨ 資産状況等を説明する書類

ア 法人の場合

- ・直前３年間の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を記載した書類（法人税の納税証明書）を添付してください。
（３か月以内に発行されたものに限る。正本には、原本を添付。）

イ 個人の場合

- ・資産に関する調書（次ページに記入）並びに直前３年間の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（所得税の納税証明書）を添付してください。
（３か月以内に発行されたものに限る。正本には、原本を添付。）

⑩ 資産に関する調書

資 産 に 関 す る 調 書 (個 人 用)			
年 月 日現在			
資産の種別	内 容	数 量	価格、金額（千円）
現金預金			
有価証券			
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土地			
建物			
備品			
車両			
その他			
資 産 計			
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額（千円）
長期借入金			
短期借入金			
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
その他			
負 債 計			

⑪ 申請者の身分を証明する書類

ア 申請者が法人の場合

- ・定款又は寄附行為を添付してください。
- ・登記事項証明書を添付してください。
過去5年間の法人名称及び本店所在地の全てが確認できる法人の履歴事項全部証明書又は登記簿の謄本を添付してください。
(3か月以内に発行されたものに限る。正本には、原本を添付。)

注1) 過去5年間の法人名称及び本店所在地の全てが確認できない場合は、閉鎖登記簿謄本又は閉鎖事項全部証明書が必要になる場合があります。

注2) 現在事項全部証明書の場合、過去5年間の法人名称及び本店所在地の全てが確認できないので不可。

イ 申請者が個人の場合

- ・住民票の写し(本籍の記載のある住民票の写し。外国人にあっては、住民票の写し又はこれに準ずる証明書)を添付してください。
(3か月以内に発行されたものに限る。正本には、原本を添付。)
- ・成年被後見人又は被保佐人の登記がないことを証明する書類(法務局が発行する成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書)を添付してください。
(3か月以内に発行されたものに限る。正本には、原本を添付。)

⑫ 汚水等の処理方法等

- ・汚水の処理の方法を示したフロー図並びに排水水に係る用水及び排水水の経路図を添付してください。
- ・排水処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、処理能力計算書、事業場全体の平面図（施設配置図）及び施設付近の見取図を添付してください（水質汚濁防止法第3条及びダイオキシン類対策特別措置法第8条に規定する排水基準に適合する排水を排出するために必要な能力を示してください。）。

⑬ 排水の水質の測定方法

- ・排水の水質の測定の頻度並びに試料採取の場所、時期及び時間を記載した書類等を添付してください。
- ・当該測定作業を外注する場合は、併せて当該外注先を記載してください。

《公共用水域に排出する場合》

- ・排水基準を定める省令第2条の環境大臣が定める方法及びダイオキシン類対策特別措置法施行規則第2条第1項第2号に規定する方法により排水の水質を測定できることを証する書類を添付してください。

《下水道を使用して排出する場合》

- ・下水道法施行令第9条の4第2項の国土交通省令・環境省令で定める方法により排水の水質を測定できることを証する書類を添付してください。

⑭ 地下水の測定方法

- ・ 汚染土壌処理施設の周縁の地下水の水質の測定の頻度並びに試料採取の場所、時期及び時間を記載した書類を添付してください。
- ・ 当該測定の作業を外注する場合は、併せて当該外注先を記載してください。

⑮ 特定有害物質の飛散等防止措置

- ・ 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の汚染土壌処理施設に係る事業場からの飛散、揮散及び流出並びに地下への浸透を防止するための当該汚染土壌処理施設の構造並びにそのために設けられた設備の構造及び能力を記載した書類を添付してください。
- ・ 施設管理により当該防止を図る場合は、当該施設管理の方法を記載した書類を添付してください。
- ・ 地下浸透防止措置が講じられている施設にあっては、環境大臣が定める措置に該当することを証明する書類を添付してください。

- ⑩ 発生するガスの排出方法等（浄化等処理施設又はセメント製造施設の場合に限る。）
- ・発生するガスの排出方法、発生してから排出口から排出されるまでの大気有害物質の排出経路及び処理フロー図を添付してください。
 - ・大気有害物質の処理設備の平面図、立面図、断面図、構造図、処理能力計算書、事業場全体の平面図（施設配置図）及び施設付近の見取図を添付してください。
 - ・排出口から大気中に排出される大気有害物質の量の測定頻度並びに試料採取の場所、時期及び時間を記載した書類を添付してください。
 - ・当該測定の作業を外注する場合は、併せて当該外注先を記載してください。

注）排ガスを大気中に排出する場合、次の物質の種類ごとにそれぞれに掲げる基準に適合させる必要があります。

- ・カドミウム及びその化合物 1.0mg/Nm³以下
- ・塩素 30mg/Nm³以下
- ・塩化水素 700mg/Nm³以下
- ・フッ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素 10mg/Nm³以下
- ・鉛及びその化合物 20mg/Nm³以下
- ・窒素酸化物 250cm³/m³以下（ただし、排出ガス量が10万m³未満の場合は350cm³以下）

⑪ 処理後の土壌の処理方法

- ・ 処理した汚染土壌を他の汚染土壌処理施設において再処理する場合は、再処理を行う汚染土壌処理施設の当該処理を受託する旨の同意書及び許可証写しを添付してください。

(2) 保管施設

① 保管施設一覧表

ア 新規、変更後

No	特定有害物質による汚染状態 (処理前・後の別)	保管期間	保管面積	保管の 高さ	保管容器 (種類、容量、 個数等)
1	(前・後)	日	m ²	m	
2	(前・後)	日	m ²	m	
3	(前・後)	日	m ²	m	
4	(前・後)	日	m ²	m	
5	(前・後)	日	m ²	m	
6	(前・後)	日	m ²	m	
7	(前・後)	日	m ²	m	
8	(前・後)	日	m ²	m	
9	(前・後)	日	m ²	m	
10	(前・後)	日	m ²	m	

イ 変更前

No	特定有害物質による汚染状態 (処理前・後の別)	保管期間	保管面積	保管の 高さ	保管容器 (種類、容量、 個数等)
1	(前・後)	日	m ²	m	
2	(前・後)	日	m ²	m	
3	(前・後)	日	m ²	m	
4	(前・後)	日	m ²	m	
5	(前・後)	日	m ²	m	
6	(前・後)	日	m ²	m	
7	(前・後)	日	m ²	m	
8	(前・後)	日	m ²	m	
9	(前・後)	日	m ²	m	
10	(前・後)	日	m ²	m	

② 保管施設の概要（保管施設ごとに作成してください。）

特定有害物質による汚染状態 (処理前・後の別)		(前・後)
保管の目的		
保管の期間		
保管 の 状 況	施設の面積	m ²
	保管の高さ	m
	保 管 状 況	屋内 ・ 屋外
	保管容器使用	有 ・ 無
	容器等の名称	
	容量及び数量	
環 境 保 全 対 策	囲い・表示	
	飛散防止措置	
	流失防止措置	
	浸透防止措置	
	悪臭防止措置	
	ねずみ及び蚊等の防止措置	
そ の 他	作業時間	
	責任者	

- ・ 第1種特定有害物質、水銀及びその化合物並びにポリ塩化ビフェニルを保管する場合は、有害物質の揮発、飛散等を防ぐため、出入口にシャッター等が設置され、負圧を保つことができる構造の建物内にて保管してください。
- ・ 保管施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、事業場全体の平面図（施設配置図）及び施設付近の見取図を添付してください。
- ・ 保管施設の床面は、特定有害物質（溶出又は混入した液体を含む。）が浸透しない材料で築造する必要がありますので、床面の構造を示す図面を添付してください。
- ・ 事業場外への特定有害物質（溶出又は混入した液体を含む。）の流失を防止するため、堰堤等を設ける必要がありますので、堰堤等の構造を示す図面を添付してください。

(3) 周辺地域の住民等に対する説明の内容、方法等を示す書類

- ・所沢市汚染土壌処理業の許可に関する手続等を定める要綱第4条に基づいて実施する周辺地域の住民等への事業内容の説明方法等について、下表に記載してください。

住居（世帯主）	軒
学校	軒
保育所	軒
幼稚園	軒
病院	軒
老人ホーム	軒
老人福祉施設	軒
障害者福祉施設	軒
説明方法	

※説明方法については、戸別訪問、説明会の開催等が考えられます。事業計画地周辺の状況に応じて、適当な方法を選択して実施してください。